



平成28年2月23日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 S U M C O  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 橋 本 眞 幸  
(コード：3436 東証第一部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 広 報 ・ I R 室 長 澁 谷 博 史  
(TEL. 03 - 5444 - 3915)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年3月29日開催予定の第17期定時株主総会において、定款の一部変更について付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成28年2月9日付の「監査等委員会設置会社への移行並びに会長兼CEO及び社長兼COO設置に関するお知らせ」にて既に開示いたしましたとおり、取締役会の監督機能をより一層強化し、更なる企業価値向上を図るため、平成28年3月29日開催予定の当社第17期定時株主総会において「定款一部変更の件」のご承認をいただくことを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。  
これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除並びに取締役及び取締役会に関する規定の変更等を行うものであります。
- (2) 平成28年2月9日付同上のお知らせにより既に開示いたしましたとおり、業務執行の一層の効率化を図るため、役付取締役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる会社役員が変更されたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に関する定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 資本政策及び配当政策を機動的に行えるよう、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするため、剰余金の配当等に関する規定の変更等を行うものであります。
- (5) 平成27年5月11日付「A種種類株式の取得請求権行使に伴う自己株式(A種種類株式)の取得(会社法第167条に基づく自己株式の取得)、自己株式(B種種類株式)の取得(会社法第156条に基づく自己株式の取得)及び自己株式(A種種類株式及びB種種類株式)の消却の完了に関するお知らせ」にて既に開示いたしましたとおり、新日鐵住金株式会社、三菱マテリアル株式会社及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合による金銭及びB種種類株式を対価とするA種種類株式に係る取得請求権の行使に伴う当社によるA種種類株式の取得が完了し、また、当社によるB種種類株式の取得並びにA種種類株式及びB種種類株式の消却が完了しましたので、当該種類株式に関する規定の削除を行うものであります。
- (6) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行います。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年3月29日（予定）
定款変更の効力発生日	平成28年3月29日（予定）

以上

【別紙】定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第4条 (機関の設置) 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は804,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が803,999,100株、A種類株式が450株、B種類株式が450株とする。</p> <p>第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種類株式につき1株、B種類株式につき1株とする。</p> <p>第8条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 A種類株式</p> <p>第10条の2 (A種類株式) 当社の発行するA種類株式の内容は次のとおりとする。 1. 剰余金の配当 (1) A種期末配当金 当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種類株式を有する株主(以下「A種類株主」という。)又はA種類株式の登録株式質権者(A種類株主と併せて以下「A種類株主等」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、本章において「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(普通株主と併せて以下、本章において「普通株主等」という。)及びB種類株式を有する株主又はB種類株式の登録株式質権者(両者を併せて、以下、本章において「B種類株主等」という。)に先立ち、A種類株式1株につき、A種類株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(以下「A種期末配当金」という。)の配当をする。なお、A種期末配当金に、各A種類株主等の保有に係るA種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2) 優先配当年率 優先配当年率は、2.50%とする。 (3) 非参加条項 A種類株主等に対しては、A種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。</p>	<p>第4条 (機関の設置) 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は<u>804,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>第8条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

(4) 累積条項

ある事業年度においてA種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がA種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、当該翌事業年度以降、A種期末配当金並びに普通株主等及びB種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株主等に対して支払う。

2. 残余財産の分配

(削除)

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等及びB種種類株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当社が適当と判断する値に調整される。）に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める経過A種配当金相当額を加えた額の金銭（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過A種配当金相当額

A種種類株式1株当たりの経過A種配当金相当額は、A種期末配当金の額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じた金額を365で除して得られる額をいう。

3. 議決権

(削除)

A種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(削除)

(1) 株式対価取得請求権

A種種類株主は、平成27年5月11日（以下「取得請求権行使可能開始日」という。）以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下、本項において「株式対価取得請求」という。）、当社は、当該株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、株式対価取得請求に係るA種種類株式の数の払込金額相当額（但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当社が適当と判断する値に調整される。）に、A種累積未払配当金相当額及び経過A種配当金相当額を加えた額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除し

て得られる数とする。なお、本（２）においては、上記２．（３）に定める経過Ａ種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「当該株式対価取得請求が効力を生じた日」（以下「株式対価取得請求日」という。）と読み替えて、経過Ａ種配当金相当額を計算する。また、株式対価取得請求に係るＡ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第１６７条第３項に定める金銭の交付は行わない。

#### （３）当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求権行使可能開始日に先立つ２０連続取引日（以下、本（３）において「当初取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する当会社の普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）（以下、本項において「当初取得価額」という。）とする。但し、当初取得価額が下記（４）に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記（５）に規定する事由が生じた場合は、上記のＶＷＡＰの平均値は下記（５）に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、ＶＷＡＰのない日は含まれない（以下同じ。）。

#### （４）取得価額の修正

取得価額は、取得請求権行使可能開始日以降、株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）に相当する額に修正される（以下、本（４）において、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が７００円（以下、本項において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

「株式対価取得請求日における時価」は、各株式対価取得請求日に先立つ２０連続取引日（以下、本（４）において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記（５）に規定する事由が生じた場合、上記のＶＷＡＰの平均値は下記（５）に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

#### （５）取得価額の調整

（i）普通株式についての株式の分割もしくは株式無償割当て、（ii）普通株式についての株式の併合、（iii）普通株式の発行もしくは当会社が保有する普通株式の処分、（iv）当会社に取得をさせることによりもしくは当会社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる株式の発行もしくは処分、（v）行使することによりもしくは当会社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる新株予約権の発行が行われる場合、（vi）合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継もしくは新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、（vii）取得価額を調

整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、又は(viii)その他、発行済普通株式数の変更もしくは変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき(但し(i)乃至(viii)のいずれについても、A種種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める一定の場合に限る。)には、A種種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める算定方法により取得価額(下限取得価額を含む。)を調整する。

(6) 取得請求権の行使の条件

株式対価取得請求日前の6ヶ月間に上記(4)に基づき取得価額が修正された場合には、当該取得請求はできないものとする。

5. 金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権

(削除)

(1) 株式等対価取得請求権

A種種類株主は、取得請求権行使可能開始日以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、金銭及びB種種類株式を対価として、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「株式等対価取得請求」という。)、当会社は、当該株式等対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該株式等対価取得請求に係るA種種類株式の数に払込金額相当額(但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。)にA種累積未払配当金相当額及び経過A種配当金相当額を加えた額を乗じて得られる額及び下記(2)に定める数のB種種類株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記2.(3)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「当該株式等対価取得請求が効力を生じた日」(以下「株式等対価取得請求日」という。)と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。

但し、当該株式等対価取得請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭が、株式等対価取得請求日における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を超えるおそれがある場合には、株式等対価取得請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が決定する方法により、A種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数は、株式等対価取得請求に係るA種種類株式の数に1.0を乗じて得られる数とする。また、株式等対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

6. 金銭を対価とする取得条項

(削除)

当会社は、法令に従い、強制償還日(以下に定義す

る。)の遅くとも60取引日前に公告することにより、平成28年5月11日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下、本項において「強制償還日」という。)の到来をもって、法令の定める範囲内において、A種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当社が適当と判断する値に調整される。)に、A種累積未払配当金相当額及び経過A種配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。但し、一部取得を行うにあたり、取得するA種種類株式は、比例按分の方法により、当社の取締役会が決定する。なお、本項においては、上記2.(3)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「強制償還日」と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。

#### 7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(削除)

#### 第2章の3 B種種類株式

(削除)

#### 第10条の3 (B種種類株式)

当社の発行するB種種類株式の内容は次のとおりとする。

(削除)

#### 1. 剰余金の配当

(削除)

##### (1) B種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日(以下「B種期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主(以下、本章において「B種種類株主」という。)又はB種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主と併せて以下、本章において「B種種類株主等」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、本章において「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(普通株主と併せて以下、本章において「普通株主等」という。)と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりの下記2.(1)に定めるB種残余財産分配額(但し、A種種類株式又はB種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「B種配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(以下「B種期末配当金」という。)の配当をする。なお、B種期末配当金に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

##### (2) B種配当年率

B種配当年率は、B種期末配当基準日が属する事業年度中の日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式1株当たりの剰余金の配当の総額をB種期末配当基準日から起算して3取引日前の日(同日を含む。)に先立つ20連続取引日(以下、本(2)において「B種配当年率算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、そ

の小数第2位を四捨五入する。)で除して得られた比率とする。なお、B種配当年率算定期間中に下記4.

(5)に規定する事由が生じた場合は、上記のVWA Pの平均値は下記4.(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、B種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

(4) 非累積条項

ある事業年度においてB種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がB種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

2. 残余財産の分配

(削除)

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たり20,000,000円(但し、A種種類株式又はB種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当社が適当と判断する値に調整される。) (以下「B種残余財産分配額」という。)を支払う。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(削除)

3. 議決権

B種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

(削除)

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 株式対価取得請求権

B種種類株主は、いつでも、法令に従い、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下、本項において「株式対価取得請求」という。)、当社は、当該株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、株式対価取得請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額(但し、A種種類株式又はB種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当社が適当と判断する値に調整される。)を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初、平成24年5月11日に先立つ12連

続取引日（以下、本（3）において「当初取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下、本項において「当初取得価額」という。）とする。但し、当初取得価額が下記（4）に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記（5）に規定する事由が生じた場合は、上記のVWAPの平均値は下記（5）に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

#### （4）取得価額の修正

取得価額は、B種種類株式発行日以降、株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）に相当する額に修正される（以下、本（4）において、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が200円（以下、本項において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

「株式対価取得請求日における時価」は、各株式対価取得請求日に先立つ12連続取引日（以下、本（4）において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記（5）に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は下記（5）に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

#### （5）取得価額の調整

(i) 普通株式についての株式の分割もしくは株式無償割当て、(ii) 普通株式についての株式の併合、(iii) 普通株式の発行もしくは当社が保有する普通株式の処分、(iv) 当社に取得をさせることによりもしくは当社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる株式の発行もしくは処分、(v) 行使することによりもしくは当社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる新株予約権の発行が行われる場合、(vi) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継もしくは新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、(vii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、又は(viii) その他、発行済普通株式数の変更もしくは変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき（但し(i)乃至(viii)のいずれについても、B種種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める一定の場合に限る。）には、B種種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める算定方法により取得価額を調整する。ただし、下限取得価額については、平成24年5月11日以降、本（5）に規定する事由が生じた場合に調整する。

#### （6）取得請求権の行使の条件

株式対価取得請求日前の6ヶ月間に上記（4）に基づき取得価額が修正された場合には、当該取得請求はできないものとする。

### 5. 金銭を対価とする取得条項

(削除)

当社は、法令に従い、強制償還日（以下に定義する。）の遅くとも60取引日前に公告することにより、平成28年5月11日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、本項において「強制償還日」という。）の到来をもって、法令の定める範囲内において、B種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、B種種類株式を取得すると引換えに、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりのB種残余財産分配額（但し、A種種類株式又はB種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当社が適当と判断する値に調整される。）を支払う。但し、一部取得を行うにあたり、取得するB種種類株式は、当社の取締役会が決定する。

6. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

第3章 株主総会

第11条～第12条（条文省略）

第13条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづいて取締役社長が招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

第14条～第16条（条文省略）

第16条の2（種類株主総会）

1. 第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
2. 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
3. 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章 取締役及び取締役会

第17条（員数）

当社に取締役14名以内を置く。

（新設）

第18条（選任）

1.（条文省略）

（新設）

2. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

（削除）

第3章 株主総会

第11条～第12条（現行どおり）

第13条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづいて取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。
2. 当該代表取締役に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

第14条～第16条（現行どおり）

（削除）

第4章 取締役及び取締役会

第17条（員数）

1. 当社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名以内を置く。
2. 当社に監査等委員である取締役6名以内を置く。

第18条（選任）

1.（現行どおり）

2. 前項の規定による取締役の選任は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

第19条（任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

（新設）

（新設）

第20条（役付取締役及び代表取締役）

1. 取締役会は、その決議をもって取締役社長1名を選定する。
2. 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

第21条（取締役会の招集）

1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。
3. 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の4日前までに発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

第22条（条文省略）

第23条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案につき議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（新設）

第24条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（報酬等という。以下同じ。）は、株主総会の決議により定める。

（新設）

第19条（任期）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠又は増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の残任期間と同一とする。
3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
4. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了までとする。

第20条（代表取締役）

（削除）

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

第21条（取締役会の招集）

1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。
2. 当該取締役に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。
3. 取締役会の招集の通知は、各取締役に對して会日の4日前までに発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

第22条（現行どおり）

第23条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案につき議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第24条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第25条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（報酬等という。以下同じ。）は、株主総会の決議により定める。但し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等と監査等委員である取締役の報酬等とは、区別して株主総会の決議により定める。

第26条（責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任に関し、法令の定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>第27条 (常勤の監査等委員)</u> 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>第28条 (監査等委員会の招集)</u> 1. 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。 2. 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対して会日の4日前までに発する。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p><u>第29条 (監査等委員会の決議方法)</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p><u>第30条 (監査等委員会規則)</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p><u>第25条 (員数)</u> 当会社に監査役6名以内を置く。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>第26条 (選任)</u> 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>第27条 (任期)</u> 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>第28条 (常勤監査役)</u> 当会社に常勤監査役1名以上を置く。常勤監査役は、監査役会が監査役の中から選定する。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>第29条 (監査役会の招集)</u> 1. 監査役会は、各監査役が招集する。 2. 監査役会の議長は前項の招集者がこれにあたる。 3. 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の4日前までに発する。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p>	
<p><u>第30条 (監査役会の決議方法)</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>第31条 (報酬等)</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第6章 社外取締役、社外監査役の責任免除</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>第32条 (損害賠償責任の一部免除)</u> 当社は、会社法427条第1項の規定により、社外取</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>

締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任に関し、法令の定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第7章 計 算

第33条（条文省略）

（新設）

第34条（剰余金の配当）

1. 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第35条（自己株式の取得）

当社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第36条（条文省略）

第36条の2（A種期末配当金の除斥期間）

第36条の規定は、A種期末配当金の支払いについて、これを準用する。

第36条の3（B種期末配当金の除斥期間）

第36条の規定は、B種期末配当金の支払いについて、これを準用する。

（新設）

## 第6章 計 算 等

第31条（現行どおり）

第32条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当、自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議より定めることができる。

第33条（剰余金の配当の基準日）

1. 当社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
2. 前項のほか、毎年6月30日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（削除）

第34条（現行どおり）

（削除）

（削除）

### 附則

第1条（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置）

第17期定時株主総会終結の前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

以 上